

令和5年度岐阜県 DX 推進コンソーシアム
DX 人材養成事業委託業務 仕様書

令和5年度 岐阜県 DX 推進コンソーシアム DX 人材養成事業の実施について、岐阜県DX推進コンソーシアム（以下「甲」という。）は、請負人（以下「乙」という。）が請負うべき研修業務の仕様を次のとおり定める。

1 業務の目的

岐阜県 DX コンソーシアムの会員企業の、DX 推進の役割を負ったリーダー層に対し「組織全体で DX に取り組み DX を推進することができる力」を獲得させそれぞれの社内で DX を実現できる人材を育成する。

2 業務名

令和5年度岐阜県 DX 推進コンソーシアム DX 人材養成事業委託業務

3 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4 業務の内容

本業務は次の条件を満たす内容とする。

- 1) 受託者は、岐阜県 DX 推進コンソーシアムが主催する年間6回程度の開催を予定する岐阜県 DX 推進コンソーシアム DX 事例研究会（以下「研究会」という）に参加し、その成果を反映できるカリキュラム構成とすること。

※DX 事例研究会とは、岐阜県 IoT コンソーシアムで5年間にわたり取り組んできたワーキンググループ事業補助金を交付した企業や会員企業等の取組みの中から、DX の成功事例等を抽出しその成功要因を分析、横展開を図ることで、県内企業の DX 推進に寄与することを目的とする岐阜県 DX 推進コンソーシアムが主催する会。

学識経験者・団体代表者等で構成される。令和5年5月ー10月にかけて6回程度の活動予定。

- 2) 研修はワークショップ形式で実施すること
- 3) 研修の回数は5回以上開催すること。内2回以上は、受講者の企業の経営層が参加できるものとする。また、報告会を開催すること。
- 4) 研修中の課題等は、研究会と共有すること。なお、研究会よりアドバイスをうけることも可。
- 5) 受講者数は、20名まで対応できること。
 - a) 対象者は、岐阜県 DX 推進コンソーシアムの会員であり、DX 推進の役割を担うものであるものを想定。受講者は1社2名程度を想定。
- 6) 研修はリアル形式とオンライン形式で実施できる形態とすること。
 - a) オンライン形式の環境は、岐阜県 DX 推進コンソーシアムの持つ Zoom 環境を利用することも可。
- 7) 研修の時間は、1回あたり4時間以上を想定（休憩時間含む）
- 8) 研修の状況を DX 事例研究会と共有すること。
- 9) 研修の効果を測定すること。

5 開催日及び実施場所

甲は、研修の開催日、開催時間及び実施場所について、乙が決定後速やかに甲乙協議を行い決定するものとする。

6 教材について

研修で教材を使用する際には、乙が研修の資料は受講者数分+財団用 8 部の教材（テキスト、補助教材等）をデジタルデータも含めて準備するものとする。

7 機材・会場について

研修実施に必要なとなる機材等は乙が準備するものとする。会場は甲が準備する。

8 受講者の募集等

甲は、研修の受講者の募集、受講者受付等を行うものとする。乙は、参加者募集の広報等の協力をすること。

9 業務遂行の条件

(1) 乙は、業務に誠意をもって従事するものとし、令和 5 年度岐阜県 DX 推進コンソーシアム DX 人材養成事業 における必要かつ十分な知識と経験を有する業務従事者を選任すること。

(2) 甲は、募集人数について最少催行人数に達しない等の場合は、当該研修を実施しない場合がある。研修を実施しない場合は、本業務の研修実施にかかる契約金額を甲は支払わないものとする。なお、研修の実施の可否及び新型コロナウイルス等感染症の影響等によるオンライン研修、または集合とオンラインのハイブリッド方式の研修の実施については、当該研修開始日の原則 1 4 日前までに乙に指示するものとする。

(3) 乙は、DX 人材養成に関する専門的な知識・経験・ノウハウ等を有する講師を選任すること

10 業務実施体制

乙は、契約締結後、速やかに本業務の実施に関する実施責任者及び連絡担当者を各 1 名ずつ選任すること。

11 報告書類について

乙は、業務終了後、速やかに「研修実施報告書」（様式は問わない。）及び「業務完了届」を提出すること。

12 支払条件等

(1) 甲は、本業務の契約金額の支払いは業務終了後に支払うものとする。

(2) 甲は、乙から正式な請求書を受領した日から 3 0 日以内に契約金額を支払うものとする。

13 業務の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

乙は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再請負の禁止

乙は、乙が行う本業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を請け負わせることができる。

(3) 個人情報

乙が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(4) 守秘義務

乙は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取り扱い

乙は、本業務の実現のために必要な乙が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、乙の責任により対処することとする

1.4 業務の継続が困難となった場合の措置について

甲との契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができない。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期請負人が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、請負期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期請負人に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供するものとする。

1.5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

(2) 履行期間の延長

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

1.6 その他

本仕様書に明示なき事項、または事業遂行上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得たうえで収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。